

令和元年度

監 査 報 告 書

定 期 監 査
財政援助団体等監査
行 政 監 査
各月に実施した財務監査

名 寄 市 監 査 委 員

目 次

【定期監査】

1	監査の種類	1
2	監査対象の選定理由	1
3	監査の対象範囲及び対象期間	1
4	監査の期間	1
5	監査の方法	1
6	監査の着眼点	1
7	実施状況	2
8	監査の結果	2

【財政援助団体等監査】

1	監査の種類	8
2	監査の選定理由	8
3	監査の対象範囲	8
4	監査の期間	8
5	監査の方法	8
6	監査の着眼点	8
7	実施状況	9
8	監査の結果	9
(1)	財政援助団体	9
(2)	公の施設の指定管理者	12
◆むすび◆		15

【行政監査】

1	監査の種類	16
2	監査の対象及び対象期間	16
I	名寄市育英奨学金関係	17
1	監査のテーマ	17
2	監査の期間	17
3	監査の方法	17
4	実施状況	17
5	監査の着眼点	17
6	名寄市育英奨学制度の根拠	17
7	監査の結果	18
8	むすび	18
II	名寄市風連スキー場関係	19
1	監査のテーマ	19
2	監査の期間	19
3	監査の方法	19
4	実施状況	19
5	監査の着眼点	19
6	名寄市風連スキー場の沿革について	20
7	監査の結果	20
8	むすび	21

【各月に実施した財務監査】

1	監査の種類	22
2	監査の対象	22
3	監査の期間	22
4	監査の方法	22
5	監査の着眼点	22
6	監査の結果	22

名 監 査 第 21 号
令和 2 年 2 月 21 日

名 寄 市 長	加 藤 剛 士 様
名 寄 市 議 会 議 長	東 千 春 様
名 寄 市 教 育 委 員 会 教 育 長	小 野 浩 一 様
名 寄 市 立 総 合 病 院 管 理 者	和 泉 裕 一 様

名 寄 市 監 査 委 員	鹿 野 裕 二
名 寄 市 監 査 委 員	黒 井 徹

令和元年度監査の結果に関する報告書の提出について

地方自治法第 199 条第 2 項、第 4 項、第 5 項及び第 7 項の規定に基づき監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、令和元年度監査の結果に関する報告書を提出します。

定期監査

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく財務監査（定期監査）

2 監査対象の選定理由

令和元年、複数の公の施設を管理する指定管理者(株式会社名寄振興公社)において、施設の管理運営に支障を及ぼす事案が発生したことから、適切かつ安定した公の施設の管理運営及び車両管理を推進する立場にある市(総務部)を監査対象として選定した。

また、例月現金出納検査に合わせて実施している財務監査の指摘事項等の内容に鑑み、住民の信頼性の確保及び行政事務の透明性を高める観点から、市及び機関が行う情報公開のうち、契約事務その他関連する事務の情報開示を中心に監査対象を選定した。

3 監査の対象範囲及び対象期間

監査対象部課	監査の対象範囲	監査の対象期間
総務部総務課	総務部総務課が所管する指定管理者制度に関する事務	平成 29 年度～ 令和元年度
総務部財政課	貸付車両及び市保有車両の車検に関する管理事務	平成 30 年度～ 令和元年度
名寄市立総合病院 事務部総務課	入札等に係る情報公開に関する事務（告示、ホームページ等）	平成 30 年度～ 令和元年度

4 監査の期間

令和元年 11 月 18 日から令和 2 年 1 月 31 日まで

5 監査の方法

監査対象部局長に対し関係書類の提出を求め、書類を照合し、必要に応じて実査、関係職員へ質問、また通査により監査を実施した。

6 監査の着眼点

地方自治法第 2 条第 14 項の規定の趣旨を主眼に、次に掲げる事項を着眼点として監査を実施した。

また、本監査は(4)その他共通の着眼点のうち「第 4 行政監査の着眼点」を含むものである。

(1) 指定管理者制度に関する事務

- ① 指定管理者の指定手続等は、法令等に基づき適正に行われているか。
- ② 関係部局等への連絡調整は、十分図られているか。

(2) 貸付車両及び市保有車両の管理に関する事務

- ① 車検管理は適切に行われているか。
- ② 貸借、譲与、所管換え等の手続は、適正に行われているか。
- ③ 関係書類等の記帳、各種証拠書類等の整理は、適正に行われているか。

(3) 入札等に係る情報公開に関する事務

入札等及び入札結果に係る情報公開について、法令等に基づき適正に行われているか。

(4) その他共通の着眼点

全国都市監査委員会発行「監査手帳 別項 監査等の着眼点」の「第 1 財務事務監査の着眼

点」、「第2 経営に係る事業管理監査の着眼点」及び「第4 行政監査の着眼点」により行われているか。

7 実施状況

監査対象部課	監査実施通知日	監査対象書類提出期限	監査対象書類提出日
総務部総務課	11月8日	11月18日	11月18日
総務部財政課	11月8日	11月18日	11月19日
名寄市立総合病院事務部総務課	11月8日	11月18日	11月13日

8 監査の結果

事務を執行するうえで留意が必要な事項及び措置が必要な事項は、指摘事項として「改善」、「検討」、「注意」と記載する。

指定管理者制度に関する事務について(総務部総務課)

本監査は、市の指定管理者制度のうち、平成29年度以降の事務全般について監査を行った。

(1) 指定管理者制度について

指定管理者制度の概要及び根拠等は次のとおりである。

ア 概要

指定管理者制度は、平成15年の地方自治法改正を受け創設され、法人その他の団体を指定し、公の施設の管理運営を行うことができることとなった。このため、平成18年9月までに直営方式か指定管理者制度による管理かいずれかの選択の必要性から導入されている。

イ 根拠(各公の施設に係る個別条例は除く。)

根拠等は、次のとおりである。

地方自治法第244条

地方自治法第244条の2第3項

名寄市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成18年3月27日条例第74号)

名寄市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則(平成18年3月27日規則第53号)

(2) 名寄市の指定管理者制度の概要

令和2年1月31日時点の管理運営する種類別施設数、選定した施設の指定管理者区分、選定した指定管理者数は、次のとおりである。

種類別施設数

区 分	公募により選定した施設数	非公募で選定した施設数	合 計	備 考(主な施設)
レクリエーション・スポーツ施設	12	3	15	ピヤシリスキー場、なよる健康の森、プール
産業振興施設	1	5	6	畜産物処理加工施設
文教施設等	2		2	地域交流センター
医療・事業団等		5	5	名寄東病院
その他	2	3	5	道の駅なよる、名寄北国雪国ふるさと交流館
合 計	17	16	33	
非公募による選定割合 48.4%				

選定した施設の指定管理者区分

区 分	公募により選定した施設数	非公募で選定した施設数	合 計	選定割合(率)
株式会社・有限会社	6	4	10	30.3%
一般財団法人	8		8	24.3%
特定非営利活動法人	1		1	3.0%
協同組合	1	4	5	15.1%
医療・事業団等		5	5	15.2%
その他	1	3	4	12.1%
合 計	17	16	33	

選定した指定管理者数

区 分	①公募により選定した指定管理者数	②非公募で選定した指定管理者数	合 計	①と②を重複している指定管理者数
株式会社・有限会社	5	2	7	2
一般財団法人	1		1	
特定非営利活動法人	1		1	
協同組合	1	1	2	
医療・事業団等		2	2	
その他	1	3	4	
合 計	9	8	17	2

(3) 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

なお、今後、事務に留意すべき事項として、財務監査及び行政監査に関する事項が確認された。また、次の指摘事項は監査対象以外の多くの施設に共通する事項であるため、指定管理者制度を所管する各部署に対し周知し、対応されたい。

ア 選定段階の事務等について

(ア) 再委託について

【把握した事項】

清掃や警備といった再委託できる業務の詳細が選定段階では不明確であった。

【検討】

清掃や警備といった再委託できる業務に関する指針を定め、かつ、情報公開に努めることが望まれる。

(イ) 指定管理料の積算について

【把握した事項】

公の施設を所管する部署は、当該施設の管理運営に要する費用の概要について、業者の見積りによる積算を根拠としているケースが多く見られた。

【検討】

指定管理委託料の積算については、選定委員会に諮る資料を含め、当該金額の内訳及び金額を詳細に記載するほか、人件費その他の経費が適正かつ妥当である根拠を持つ必要がある。

(ウ) 細目的事項の公開について

【把握した事項】

選定段階の事務では、指定管理料の支払回数及び時期、管理する施設の範囲、床面積等に関する事項の周知及び公表(市のホームページによる公表を含む。)は、確認されなかった。

【検討】

・指定管理者指定の際、次に掲げる細目的事項の情報公開について検討すべきである。

- a 公金である指定管理料の支払回数及び時期
- b 指定管理により管理する施設の範囲、床面積
- c 公の施設の所在地(地番)

・指定手続きについて

行政処分とされる指定管理者の指定手続き(議決のための議案・資料)は、指定管理者の住所及び代表者名、公の施設の所在地及び施設の管理の範囲並びに指定管理者である団体の規模の提示及び予定する指定管理料(施設管理に要する経費の目安)等を明示している他自治体の例を参考に研究されたい。

(エ) 名寄市ホームページによる情報公開について

【把握した事項】

市がホームページで公開する指定管理者制度に関する情報のうち、非公募の理由が確認できなかった。

【検討】

市のホームページ等を利用した情報公開では、非公募の理由、指定管理料の金額、支払回数及び支払時期等に関する周知、公表を推進すべき事項について検討すべきである。

イ 協定事項について

(ア) 協定における再委託業務について

【把握した事項】

基本協定等では、再委託に関する具体的な細目的事項が不足していた。

【改善】

再委託事業に関する具体的な細目的事項については、事前に定めておくことが望ましく、特に、再委託事業に伴う指定管理者に対する報告のあり方については、あらかじめ市と指定管理者において、細目的事項を含め取り決めておくべきである。

なお、再々委託の禁止等に関する事項も同様である。

(イ) 修繕等の費用負担等について

【把握した事項】

各協定等で定める修繕などの実施責任は、金額の多寡(20万円等を上限)により実施者が決定されていた。

【検討】

協定において、市と指定管理者のリスク分担は、一定程度、具体的に取り決めておくことが望ましいと思われ、修繕などの効果が長く生ずるものは、投資的観点から市が負担すべきであり、そうでないものについては指定管理者が負担すべきと思われる。これは、施設の老朽化や指定管理者への負担というしわ寄せが起きないようにするための検証であり、再度確認すべき事項である。

(ウ) 償却資産(内装等)の取扱いについて、

【確認事項】

各協定では、償却資産(内装等)の取扱いに関する事項が確認されなかった。

【検討】

各指定管理者が設置する償却資産(内装等)の取扱いの事例は少ないと思われるが、最低限の事項はあらかじめ協定しておくことが望ましい。

ウ その他

【把握した事項】

基本協定等では、災害発生時等における指定管理者の行動及び施設の開設又は閉鎖に関する事項が不明であった。

【検討】

指定緊急避難場所及び指定避難所として指定されている公の施設のうち、指定管理者制度による管理運営が行われている施設は、緊急時、災害発生時等の避難支援が円滑に遂行されるよう市と指定管理者において施設の開設、対応及び施設の停止などについて、市は業務継続計画を定め、あらかじめその協定においてお互いの役割を明確にしておくことが求められる。

エ 選定委員会について

【把握した事項】

指定管理者候補者選定委員の除斥が必要と思われるケースがあった。

【注意】

選定委員の除斥に関する事項について、整備することが望まれる。

(4) 意見

市が運用する指定管理者制度について、指定管理者の選定、協定、施設の管理運営及び市長の調査等の権限に関する細目的事項を含めた運用方針(ガイドライン)を設ける必要がある。これにより、安定かつ適正な制度の運用が推進されるよう、市民の理解、信頼性の確保、行政の透明性を高めるべきである。

なお、公の施設の管理運営に必要な経費については、適切な根拠に基づき積算すべきである。

「貸付車両及び市保有車両の車検に関する管理事務」(総務部財政課)

市が貸付する車両及び市が保有する車両の管理状況について、監査を行った。監査の結果は、次のとおりである。

【把握した事項】

- ・市の保有及び貸付車両に係る公用車一覧表が作成されていた。
- ・一覧表の更新は、令和元年11月15日から行われていた。
- ・市が保有及び貸付する車両等は合計253台であり、このうち貸付車両は55台確認できた。

【検討】

管理する車両に対し、月別に車検日を確認し、車検完了をチェックする体制整備及び車両ごとに台帳管理できるシステムの導入について検討が必要である。

また、公用車に関する管理規程又は要綱等の整備を行う必要がある。

「入札等に係る情報公開に関する事務」（名寄市立総合病院事務部総務課）

本監査は、入札等に係る情報公開（告示、ホームページ等）に関する事務について監査を行った。

（1）名寄市立総合病院について

名寄市立総合病院は、平成30年4月1日から地方公営企業法の全部適用に移行し、1年以上が経過した。地方公営企業法の全部適用により、新たに管理者を指定し事業を行うこととなった。

（2）名寄市立総合病院の情報公開に関する根拠法令等

情報公開等に関する法令は次のとおりである。

- ・地方自治法及び地方自治法施行令等
- ・行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)
- ・名寄市情報公開条例(平成27年12月1日条例第43号)
- ・名寄市情報公開条例施行規則(平成18年3月27日規則第18号)
- ・名寄市情報公開・個人情報保護審査会規則(平成18年3月27日規則第20号)
- ・名寄市病院事業の所管に係る名寄市情報公開条例施行規程(平成30年3月28日病院事業管理規程第30号)

（3）監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

なお、今後、事務に留意すべき事項として、財務監査及び行政監査に関する事項が確認された。

ア 契約事務を含む情報公開関係について

【把握した事項】

- ・名寄市立総合病院がホームページで公開する契約情報の一部については確認できたが、他市の公立病院の入札及び契約情報の公開と比較すると内容が簡素であり、特に随意契約に関する情報の公開は確認されなかった。
- ・名寄市病院事業公告式規程(平成30年病院事業管理規程第1号)で規定する名寄市公告式条例(平成18年条例第3号)に基づく、施設内の告示板の設置が確認されなかった。

【検討】

名寄市立総合病院がホームページで公開する契約情報は、入札をはじめ随意契約に関しては可視化の観点から、一定の情報公開について対応を講じられたい。

また、例月現金出納検査及び財務監査による告示板に関する指摘の回答では、「市の告示板を使用して公告等を行っている」と報告を受けているが、市の告示

板のスペースを考慮したうえで、効率の良い事務の検討を図られたい。

イ その他契約関係の支払を含む支出伝票等について

【把握した事項】

- ・情報公開の対象となる契約関係の支出伝票(ほかの費用の支出を含む。)の処理において、市長部局と同様の支出命令方式が採用されていた。
- ・組織機構では、市の契約担当職員が病院事務を兼職しているが所掌事務が明確に定められていない。

【改善】

支出命令による支出伝票の処理及び決裁は、地方自治法に基づく事務と混同するおそれがあると思われるため、効率的な事務となるよう整備を図られたい。また、市長部局の職員が企業会計の事務を兼職するためには、当該職員の所掌事務及び権限などを明らかにすべきである。

財政援助団体等監査

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査

2 監査の選定理由

例月現金出納検査、財務監査及び市がおこなっている状況並びに社会的背景を鑑み、また、事務に関するリスクを考慮し、監査の対象範囲を決定した。

監査の対象年度は令和元年度とした。

3 監査の対象範囲

(1) 財政援助団体監査

監査対象団体	対象補助金等	監査対象部課
名寄市移住促進協議会	名寄市移住促進協議会負担金	総合政策部総合政策課
なよろ産業まつり実行委員会	なよろ産業まつり負担金	経済部農務課
東京なよろ会	東京なよろ会補助金	経済部交流推進課
札幌風連会	札幌風連会補助金	
旭川風連会	旭川風連会補助金	
名寄市学校給食会	名寄市学校給食会貸付金	教育部学校給食センター

(2) 公の施設の指定管理者監査

監査対象公の施設	指定管理者	監査対象部課
ふうれん地域交流センター	風連商工会	教育部参事 (風連生涯学習担当)
駅前交流プラザ「よーな」	NPO 法人なよろ観光まちづくり協会	経済部産業振興室 産業振興課

4 監査の期間

令和元年11月18日から令和2年1月31日まで

5 監査の方法

所管する部課並びに財政援助団体及び指定管理者に対し関係書類の提出を求め、書類を照合し、必要に応じて実査、関係職員等へ質問、また通査により監査を実施した。

6 監査の着眼点

(1) 財政援助団体監査

① 財政的援助(負担金、補助金及び貸付金)の決定に当たり、法令等に適合しているか。また、交付目的及び補助事業等内容は明確か。

② 補助事業等の公益上の必要性は十分か。また、支出先は正当な債権者か。

③ 補助金等交付団体への指導監督は、適正に行われているか。

(2) 公の施設の指定管理者監査

① 指定管理者の選定手続き等は、適正に行われているか。

- ② 指定管理者が管理する業務の内容及び委託料に係る積算は、適正かつ明確になっているか。
 - ③ 公の施設における管理運営は適正に行われているか。また、必要に応じて業務の履行確認等の調査確認を行っているか。
 - ④ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記録は適正か。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
 - ⑤ 契約手続きは適正か。
 - ⑥ 契約等関係書類は的確に整備保管されているか。
 - ⑦ 契約の履行は適正に行われているか。また、確認調査を適正に行っているか。
- (3) その他の着眼点
その他の着眼点の細目は、全国都市監査委員会発行「監査手帳 別項 監査等の着眼点」の「第5財政援助団体等監査の着眼点」を準用し実施した。

7 実施状況

監査対象部課等	監査実施通知日	監査対象書類提出期限	監査対象書類提出日
総合政策部総合政策課	11月8日	11月22日	11月20日
経済部農務課	11月8日	11月22日	11月19日
経済部交流推進課	11月8日	11月22日	11月21日
教育部学校給食センター	11月8日	11月22日	11月19日
教育部参事(風連生涯学習担当)	11月8日	11月22日	11月19日
経済部産業振興室産業振興課	11月8日	11月22日	11月22日

8 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

(1) 財政援助団体

名寄市移住促進協議会（総合政策部総合政策課）

- ア 執行状況は、次のとおりである。
- 予算関係 令和元年度予算措置額 移住促進協議会負担金 2,308,000円
 - 支出金額 2,308,000円
 - 支出日 令和元年5月17日（支出命令 令和元年5月9日）
 - 支出先 名寄市移住促進協議会
 - 補助の根拠等 名寄市補助金等交付規則（平成18年規則第54号）

イ 監査結果

監査の結果はおおむね良好と認められたが、内部統制推進の観点から、出張命令に係る公務災害の適用及び市以外の団体の用務における出張命令は、市の旅行命令及び旅費の取り扱い方法について参考例が示されていることから、担当課自ら検証に当たられたい。

【把握した事項】

- ・名寄市移住促進協議会の会長は名寄市長である。
- ・旅行命令は、名寄市移住促進協議会で処理されていた。

なよろ産業まつり実行委員会(経済部農務課)

ア 執行状況は、次のとおりである。

予算関係 令和元年度予算措置額
第41回なよろ産業まつり負担金 1,300,000円
支出金額 1,300,000円
支出日 令和元年7月26日(支出命令 令和元年7月19日)
支出先 なよろ産業まつり実行委員会
開催日 令和元年8月25日(日)
補助の根拠等 名寄市補助金等交付規則(平成18年規則第54号)

イ 監査結果

監査の結果はおおむね良好と認められたが、事務を進めるうえで留意すべき事項は次のとおりである。

【把握した事項】

- ・領収書に受領印のないものが2件確認された。
- ・起案文書が市の起案なのか、実行委員会の起案なのか不明確であった。

【注 意】

今後、事務を進めるうえで、市の事務なのか、実行委員会としての事務なのか明確にしておくことが必要である。

ふるさと会事業(東京なよろ会・札幌風連会・旭川風連会)(経済部交流推進課)

ア 東京なよろ会

(ア) 執行状況は、次のとおりである。

予算関係 令和元年度予算措置額 補助金 400,000円
支出金額 400,000円
支出日 令和元年11月15日(支出命令 令和元年11月6日)
支出先 東京なよろ会
補助の根拠等 名寄市補助金等交付規則(平成18年規則第54号)

(イ) 監査結果

補助金に限った監査の結果は、おおむね良好と認められた。

なお、同会のツアー事業に関する不明瞭な事案について、担当課に対し面接を行った。

【把握した事項】

- ・令和元年11月23日付新聞報道ほかの東京なよろ会のツアー代金の使途不明金2,250万円に係る情報
- ・令和元年11月28日開催の「名寄振興公社のあり方に関する特別委員会」概要報告中、公社前支配人への意見聴取「東京なよろ会の入金後の処理等について」の事項
- ・令和元年11月28日開催の「名寄振興公社のあり方に関する特別委員会」概要報告中、「東京名寄会ツアー売掛金995万円の特別損失の整理」の事項
- ・東京なよろ会総会資料では、ツアー事業が別に経理されていた。

【経済部交流推進課の文書回答及び面接報告】

〈文書による照会回答〉

- ・東京なよろ会における支出金の使途不明事案に関する担当課としての確知

については、「新聞報道により知った。」と報告があった。

〈面接の回答〉

- ・新聞報道に係る事案の発表元は、株式会社名寄振興公社と理解している。
- ・東京なよろ会ツアー代金(スキー及びゴルフを目的としたツアー代金)のうち、株式会社名寄振興公社への支払いは清算済みであると聞いている。株式会社名寄振興公社経理担当から、口頭で確認しており、現在公社の問題として調査継続中と聞いている。
- ・本年度のスキーツアーは、株式会社名寄振興公社の負担が大きいため中止すると会から報告があった。
- ・ツアーにかかる会計は、東京なよろ会本体とは別に会計を持っており、一時期ツアー会計を公社が担っていた時期があった。現在(令和元年10月以降)は東京なよろ会(ツアー委員会)に戻している。

【検討】

当該事案の内容が不明瞭であり、市の担当課が市民に対し速やかに正しい情報を提供できるよう、日頃からの情報開示とリスク管理に努められたい。

イ 札幌風連会

(ア) 執行状況は、次のとおりである。

予算関係 令和元年度予算措置額 補助金 30,000 円

支出金額 30,000 円

支出日 令和元年6月28日(支出命令月日 令和元年6月24日)

支出先 札幌風連会

補助の根拠等 名寄市補助金等交付規則(平成18年規則第54号)

(イ) 監査結果

補助金に限った監査の結果は、おおむね良好と認められ、特に指摘すべき事項は確認されなかった。

ウ 旭川風連会

(ア) 執行状況は、次のとおりである。

予算関係 令和元年度予算措置額 補助金 30,000 円

支出金額 30,000 円

支出日 令和元年7月12日(支出命令月日 令和元年6月28日)

支出先 旭川風連会

補助の根拠等 名寄市補助金等交付規則(平成18年規則第54号)

(イ) 監査結果

補助金に限った監査の結果は、おおむね良好と認められ、特に指摘すべき事項は確認されなかった。

名寄市学校給食会(教育部学校給食センター)

ア 執行状況は、次のとおりである。

予算関係 令和元年度予算措置額 名寄市学校給食会貸付金 13,000,000 円

支出金額 13,000,000 円

支出日 令和元年5月7日(支出命令月日 平成31年4月15日)

支出先 名寄市学校給食会会長

補助の根拠等 名寄市学校給食会運営資金貸付規則(平成31年教育委員会規則第

5号)名寄市補助金等交付規則(平成18年規則第54号)

イ 監査結果

監査の結果は、次のとおりである。

【把握した事項】

- ・平成31年度貸付申請は、平成31年4月1日に申請があり、貸付実行は同年5月7日であった。借用書中の借用期間は、同年4月1日から翌年の3月31日となっており、返還期日は出納整理期間の令和2年4月30日としており、借入の実態と相違していた。
- ・学校給食会の会計は、学校給食会の事業を実施する一般会計のほか、特別会計、過年度会計の3本で運用されていた。
- ・平成30年度学校給食会総会議案により、一般会計では市の貸付金1千300万円(無利子の貸付金)による運営、特別会計では市の補助金23万円による運営が行われていることが確認された。
- ・会計の監査は四半期ごとに実施されていた。

【検討】

名寄市学校給食会の今後の運営を見据えた、一般会計、特別会計、過年度会計の適切な運営のあり方について検討を図られたい。

特に、過年度会計の剰余金4,525,881円(平成30年度総会決定時の金額)は、過去の給食事業の剰余金であることから、一層の計画的な執行について対応を望むものである。

なお、学校給食会運営資金貸付制度は、学校給食会運営資金貸付規則第3条に規定する貸付期間は「申請日の属する会計年度の末日」とし、償還の方法は「貸付期間終了の翌月末日までに貸付金の全額を償還するものとする。」と規定し、出納整理期間に全額償還する運用が行われている。この点について、出納整理期間における運営資金の全額償還が、短期貸付の償還として反復的、恒常的に行われている制度であるため、予算単年度主義の原則等の趣旨をあらためて再確認する必要があると思われる。

(2) 公の施設の指定管理者

次の施設の管理運営について、任意に選定し、監査(定期監査)を行った。

風連商工会(教育部参事(ふうれん生涯学習担当))

ア 「ふうれん地域交流センター」の執行状況は、次のとおりであった。

予算措置	令和元年度予算措置額	20,447,000円
支出金額	1回目	5,111,750円
支出日	平成31年4月26日	(支出命令 平成31年4月12日)
支出金額	2回目	5,111,750円
支出日	令和元年7月12日	(支出命令 令和元年7月3日)
支出金額	3回目	5,111,750円
支出日	令和元年10月11日	(支出命令 令和元年10月2日)
支出金額	4回目	5,111,750円
支出日	令和2年1月17日	(支出命令 令和2年1月7日)
	合計	20,447,000円
支出先	風連商工会会長	
支出の根拠等		

ふうれん地域交流センター条例（平成 22 年条例第 2 号）

ふうれん地域交流センター条例施行規則（平成 22 年教育委員会規則第 2 号）

現地施設の運営状況の確認 令和 2 年 1 月 29 日実施

イ 監査結果

監査の結果は、次のとおりである。検討が必要な事項については対応されたい。
なお、事務における軽微な記載漏れなどの事項については、口頭で対応を求めた。

【把握した事項】

「ふうれん地域交流センター利用促進事業委託業務」の再委託契約書（写）について

- ・再委託事業の委託者（指定管理者）及び受託者の代表者が同一人であった。
- ・指定管理者が再委託先である風っこプロジェクトに対して求める事業実施報告から、事業の細目的事項が確認できなかった。
- ・契約書第 11 条（委託料の支払）に「・・・毎年度の極力早い時期に支払うものとする。」とあり、再委託の委託料の支払時期にあいまいな記述があった。

【検討】

指定管理者が委託する再委託事業について、再委託事業の報告内容の詳細が確認できるよう、報告のあり方について検討し、対応されたい。

また、内部統制の推進及び適正な指定管理者制度の運用の観点から、再委託業務が効果的な運用となるよう、担当部局による分析調査を行い、検証することが望まれる。

なお、本監査の結果と総務部総務課が行う指定管理者制度の監査の結果については、共通する事項があるため、総務部総務課の指摘事項に関する事項を参照し、対応されたい。

NPO法人なよろ観光まちづくり協会（経済部産業振興室産業振興課）

ア 「駅前交流プラザ「よろ一な」の執行状況は、次のとおりであった。

予算措置 令和元年度予算措置額 30,902,200円

支出金額 1期 7,650,000円

支出日 平成 31 年 4 月 19 日（支出命令 平成 31 年 4 月 10 日）

支出金額 2期 7,650,000円

支出日 令和元年 7 月 12 日（支出命令 令和元年 7 月 1 日）

支出金額 3期 7,800,000円

支出日 令和元年 10 月 11 日（支出命令 令和元年 10 月 1 日）

支出金額 4期 7,802,200円

支出日 令和 2 年 1 月 17 日（支出命令 令和 2 年 1 月 7 日）

支出先 なよろ観光まちづくり協会

支出の根拠等

駅前交流プラザ「よろ一な」条例（平成 24 年条例第 35 号）

駅前交流プラザ「よろ一な」条例施行規則（平成 25 年規則第 5 号）

現地施設の運営状況の確認 令和 2 年 1 月 29 日実施

イ 監査結果

監査の結果は、次のとおりである。

なお、事務における軽微な記載漏れなどは口頭で対応を求めたほか、総務部総務課が行う指定管理者制度の監査の結果と共通する事項について、検証し、対応され

たい。

【把握した事項】

- ・指定管理者が周知している利用料等について、条例第12条で規定する別表の利用料金等の「屋外イベントスペース」の全日利用料金が、条例で定める額を超えて定めていた。（条例＝2,263円、指定管理者＝2,264円）
- ・条例施行規則第9条第1項第3号の規定により実際にキャンセル料が発生するが、指定管理者が定めている料金等の説明書では「利用日から1週間以内のキャンセルにつきましてはキャンセル料をいただきます」と記載されており、同条例施行規則第9条の規定と一致しない表記が確認された。

【改 善】

料金及びキャンセル料については、駅前交流プラザ「よろーな」条例の規定文言のとおり運用されるよう改善を図られたい。

【意 見】

常に利用者が利用しやすい環境を維持し、適正な施設の管理運営に努められたい。

なお、屋外に設置されている「喫煙所」の管理については、防犯上の観点からも適切に管理されたい。

む す び

本年度実施した定期監査及び財政援助団体等監査の対象は、令和元年度に発生した公の施設の管理運営に支障をきたす事案を契機としているが、行政事務等の不備を指摘することを主眼としているのではなく、監査をきっかけに事務のリスクを軽減し、より良い行政事務が推進されるよう意識の向上や市等の管理体制及び事務等の改善を目的として行った。

また、本監査は、財務監査に限らず、行政監査の視点を鑑みて実施したところである。

今回、監査の結果に関する「講評」として、監査対象部局に対し指摘事項などを伝達したところであるが、今後、内部統制によるチェック体制が充実されるよう全庁的に留意し、取り組まれるよう対応願いたい。

- (1) 公の施設を管理する指定管理者において、管理運営に支障をきたす事案が発生したことは、誠に残念なことである。早期に原因を究明し、対策を講じ、市民の信頼を取り戻してもらいたい。
- (2) 監査結果の改善、検討、注意、意見など、それぞれの事項について真摯に対応されたい。

行政監査

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づく行政監査

2 監査の対象及び対象期間

監査対象部課	監査対象事業	監査の対象期間
名寄市教育委員会教育部学校教育課	名寄市育英奨学金関係	令和元年度
名寄市教育委員会教育部参事(風連生涯学習担当)	名寄市風連スキー場関係	平成 30 年度

監査の内容及び結果は、次頁以降に記載のとおりである。

I 名寄市育英奨学金関係（教育部学校教育課）

1 監査のテーマ

学業成績が優秀であって経済的に就学困難な市内の学生又は生徒を対象とする利子補給及び育英奨学金の貸付制度は、名寄市育英奨学条例等に基づき実施されてきた。

例月現金出納検査及び財務監査の結果から、条例等で規定する利子補給制度について利用者の申請に係る事務の負担が大きいこと、また、育英奨学金の貸付が長期にわたり予算措置されず凍結されていることが確認されている。

一方で、国の給付型奨学金の創設など制度が充実されてきた背景を踏まえ、当該制度の運営が市民の福祉の向上に影響を与えることから、監査を実施した。

2 監査の期間

令和元年11月18日から令和2年1月31日までとし、令和元年度を対象とした。

3 監査の方法

監査対象部局長に対し関係書類の提出を求め、書類を照合し、必要に応じて実査、関係職員へ質問、また通査により監査を実施した。

4 実施状況

- (1) 監査実施通知日 11月18日
- (2) 監査対象書類提出期限 11月29日
- (3) 監査対象書類提出日 11月29日

5 監査の着眼点

- (1) 助成行政（社会福祉、保健、教育、産業振興等の充実のため市民に対し財・サービスを提供する行政）
 - ① 助成行政に係る運用基準、要綱等は、制度の目的に合致して整備されているか。
 - ② 助成行政の見直しは、社会情勢や行政需要等の変化を踏まえ適時行われているか。
 - ③ サービス水準が他の行政サービスと比較して均衡を欠いていないか。
 - ④ 助成行政における制度は十分利用されているか。また、問題点が把握され、解決について努力されているか。
- (2) 広報
 - ① 事務事業に係る広報広聴活動は適切に行われ、事務事業の趣旨は関係者及び市民に周知徹底されているか。
 - ② 広報の内容は、正確で市民に分かりやすく、表現は適切か。
- (3) その他の着眼点
全国都市監査委員会発行「監査手帳 別項 監査等の着眼点」を準用し、実施した。

6 名寄市育英奨学制度の根拠

当該制度は、名寄市育英奨学条例（平成18年3月27日条例第77号）及び名寄市育英奨学条例施行規則（平成18年3月27日教育委員会規則第19号）を根拠に実施されている。施行後の改正の経過は、次のとおりである。

- (1) 名寄市育英奨学条例
平成20年12月1日条例第37号

平成 22 年 11 月 30 日条例第 37 号(平成 23 年 3 月 27 日施行)

平成 29 年 2 月 27 日条例第 7 号(平成 29 年 4 月 1 日施行)

(2) 名寄市育英奨学条例施行規則

平成 18 年 7 月 18 日教委規則第 65 号(平成 18 年 4 月 1 日適用)

平成 20 年 6 月 27 日教委規則第 5 号(平成 20 年 7 月 1 日施行)

平成 20 年 12 月 1 日教委規則第 7 号

平成 23 年 1 月 28 日教委規則第 1 号(平成 23 年 3 月 27 日施行)

平成 29 年 2 月 21 日教委規則第 1 号(平成 29 年 4 月 1 日施行)

7 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

なお、事務における軽微な注意事項は口頭で対応を求めた。

(1) 利子補給金制度について

【把握した事項】

- ・利子補給制度を紹介する広報紙の記事と配布物の記載に違いが確認された。
- ・利子補給制度の内容紹介が具体性に乏しかった。
- ・現行の育英奨学金等に係る利子補給制度の利用者申請は、申請する者の負担及び貸付利率が低金利の社会的背景があると思われ、利子補給決定者の未請求が散見された。また、条例に基づく事務でありながら、規定文言に基づく運用解釈が不明確なところがあった。
- ・条例第 2 条第 1 項第 1 号に該当する日本学生支援機構の第 2 種奨学金は、近年の低金利にあわせて利率が月別で変動しており、利子相当額が少額となり利子補給金額も少額となる場合があり、本制度が対象としている日本学生支援機構第 2 種奨学金が市場金利を反映して変動することに対して、本制度自体が対応できないことが確認された。

【改 善】

利子補給制度を紹介する広報紙の記載と配布物の記載は、統一した表記にすべきであり、制度内容の紹介は具体的に記載し、いくつかの例示を記載するなど、高校生や保護者が理解しやすい紙面とすべきである。

当該制度は、利用者（市民）に対して有意義な支援制度となっているか疑問が生じていることから、利子補給制度の見直しを図られたい。

(2) 育英奨学金関係について

【把握した事項】

育英奨学金は、予算措置されず新規貸付が行われていなかった。

【改 善】

育英奨学金は、名寄市育英奨学条例第 3 条で規定する貸付制度である。実態に合った制度の見直しを図るべきである。

8 むすび

例月現金出納検査及び財務監査での疑義照会に関する担当課の回答では、「育英奨学金制度は、市町合併の合併協議時の細分化事務作業手順書により、旧風連町については、平成 22 年度まで合併特例区を設置し、合併特例区が行う事務として「区域育英基金事業」を位置付けていた。(合併特例区で行う事業については、特例区の設置期間が終了するまでとなっている。)」と報告されている。この報告では、「旧名寄市は平成 19 年度、旧風連町～特例区は平成 22 年度に最終貸付を行った」としており、平成 22 年の国の公立高校授業料無

償化等に伴い貸与制度が現状になじまなくなったこと、及び返済の滞りが多いものの税収入ではないことから差し押さえ、不納欠損処理等ができず滞納整理が難しいとし、育英奨学金の貸付けを行ってこない理由が報告されている。

本監査の面接では、貸付金にかかる未収金については、平成 14 年度以降の未償還額として 526 万円あると報告されている。

地方自治法施行令第 171 条の 2 から同施行令第 171 条の 7 までの規定及び債権放棄に伴う議決等の処理を進めるうえでは、本来の債権回収の事務が適切に行われているかという点では疑義が残るものである。

II 名寄市風連スキー場関係(教育部参事(風連生涯学習担当))

1 監査のテーマ

公の施設である風連スキー場は、多くのスキー客がスキーリフトを利用している。

当該スキーリフトの運用に当たっては、鉄道事業法の定めるところにより、管理者自らが基準を定め利用者の安全を確保し、機械の安全確実な稼働を実施することが求められている。

当該スキーリフトの稼働の安全運行管理が適正に行われているかについて把握し、今後、当該施設が市民の安全な施設使用に寄与することを目的として、監査を実施した。

2 監査の期間

令和元年 11 月 18 日から令和 2 年 1 月 31 日までとし、平成 30 年度を対象とした。

3 監査の方法

監査対象部局長に対し関係書類の提出を求め、書類を照合し、必要に応じて実査、関係職員へ質問、また通査により監査を実施した。

4 実施状況

監査実施通知日 11 月 18 日

監査対象書類提出期限 11 月 29 日

監査対象書類提出日 11 月 29 日

5 監査の着眼点

(1) 施設管理

- ① 施設は十分利用されているか。
- ② 関係部局並びに関連する各施設との連絡調整は、十分図られているか。
- ③ 施設及び設備は利用者に配慮されているか。
- ④ 施設は、安全性を考慮して管理運営されているか。災害対策や防犯対策は万全か。
- ⑤ 関係機関等の検査は適切に受けているか。

(2) 事務管理

- ① 事務事業の進行管理は効率的かつ適切に行われているか。
- ② 要綱等(法令や国のガイドライン等)に規定されている事務手順は、定着し、厳守されているか。
- ③ 職務権限が明確になっているか。事務処理が滞っていないか。また、事務分掌のと

おり行われているか。

- ④ 委託業者の選定基準、選定方法等は適正か。
- ⑤ 契約手続きは適正であるか。
- ⑥ 契約書等関係書類は、的確に整備保管されているか。
- ⑦ 契約の履行は適正に行われているか。また、確認調査を適正に行っているか。

(3) 広報

- ① 事務事業に係る広報広聴活動は適切に行われ、事務事業の趣旨は関係者及び市民に周知徹底されているか。
- ② 広報の内容は、正確で市民に分かりやすく、表現は適当か。

(4) その他の着眼点

全国都市監査委員会発行「監査手帳 別項 監査等の着眼点」により行われているか。

6 名寄市風連スキー場の沿革について

- (1) 名寄市風連スキー場は、昭和 43 年に西風連 25 線西 6 号から 7 号間の私有地 7.7ha を旧風連町が購入し、同年 12 月にオープンした。平均斜度 11 度の緩斜面が特徴で初心者や基礎スキー向けのスキー場である。

昭和 45 年には、鉄筋コンクリート 2 階建て、収容人員 50 人のヒュッテが完成、水銀灯 6 基が設置され、昭和 47 年の簡易リフト設置及び水銀灯増設並びに 20m 級ジャンプ台などの施設整備が実施された。

昭和 61 年に設置されたリフト(延長 300m、ワイヤーに固定された搬器に腰を当てて上る方式のリフト)は、搬器が 7 基から 20 基に増設され、輸送能力は約 3 倍となった。

平成 9 年度には、事業費約 2,400 万円をかけ、ゲレンデ整備、ヒュッテ改修、照明施設整備が実施された。

スキー場に設置される各種リフトは、旅客等を運搬する索道であり、鉄道事業法等で索道について規定されている。当該スキー場のリフトは、同法で定める特殊索道のうち滑走式に位置づけられる。

(2) 根拠法令等

名寄市風連スキー場条例（平成 18 年 3 月 27 日条例第 104 号）

名寄市風連スキー場条例施行規則（平成 24 年 3 月 27 日教育委員会規則第 8 号）

(3) 関連法令等

鉄道事業法（昭和 61 年 12 月 4 日号外法律第 92 号）

鉄道事業法施行規則（昭和 62 年 2 月 20 日号外運輸省令第 6 号）

鉄道事業等報告規則（昭和 62 年 2 月 20 日号外運輸省令第 9 号）

7 監査の結果

監査（行政監査）の結果はおおむね良好と認められたが、検討を要する事項は次のとおりである。

(1) 業務の委託関係について

【把握した事項】

委託契約書第 11 条(業務処理報告)について、実績報告書からは委託業務の各区分項目についての受託者による具体的な確認行為が、確認できなかった。

【検討】

当該施設は、委託業務による施設運営が行われている。

実績報告書は具体的な報告がされるよう検討し、利用者の安全利用のため、運行体制の充実に努められたい。

(2) 住民の安全利用及び周知について

委託によるスキーリフトの管理運営及びリフトの安全運行に関する事項等について、住民に対し事前に十分周知する等、一層の対策を講じるべきである。

8 むすび

本施設が鉄道事業法の適用除外であるか否かの根拠について回答を求めたところ、索道事業を担当する民間法人の見解を根拠とした「鉄道事業法の適用除外である。」との回答であった。

この回答によると、鉄道事業法による本事業への規制はないことになるが、索道事業であることに変わりはない。実際に人を輸送していることから、同法の第18条の3（安全管理規程等）に定められている事項を参考に、自主的な安全管理体制等を構築し運用を行う必要がある。

また、スキーリフト使用料の管理については、適正かつ確実に管理されたい。

各月に実施した財務監査

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 5 項の規定に基づく財務監査

2 監査の対象

会計管理者及び企業出納員から提出された、平成 31 年 1 月から令和元年 12 月までに執行された一般会計、各特別会計、水道事業会計、病院事業会計に係る収入及び支出調書(病院事業は、契約関係の書類を含む。)全件。

3 監査の期間

各月に執行した各部局の財務関係書類について、翌月の 1 日から月末までの間を監査の期間とした。

4 監査の方法

監査対象部局長に対する関係書類の提出の求め、書類照合、通査、職員への質問による。

5 監査の着眼点

地方自治法第 2 条第 14 項及び第 15 項の規定の趣旨を主眼とし、合規性、経済性、効率性、有効性の視点を踏まえ、次の事項を着眼点とした。

なお、当該監査は行政監査における着眼点を含む。

- (1) 予算の執行、収入、支出及び契約の事務は、適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 文書の処理方法、諸帳簿の記帳整理は適正に行われているか。
- (3) 事務処理が法令等に基づき適正に行われているか。
- (4) 事務のリスクに対する対策はとられているか。

6 監査の結果

監査の結果は、おおむね良好と認められたが、指摘事項(改善が必要な事務事業等)の件数及び「注意」として対応を求めたものは、次の表のとおりである。

なお、指摘事項については、担当部課に対し改善措置を求めたが、未対応である場合は、速やかに対応を図りたい。

例月現金出納検査時に実施した財務監査処理状況一覧

平成31年1月～平成31年3月執行分

(単位：件)

適用分類	年度	総務部	市民部	健康福祉部	経済部	建設水道部	水道事業	教育部	大学	病院	会計室	議会	選管委	国保診療所	計
支出科目不適	H30	1													1
年度区分不適	H30														
誤・過払い	H30														
支払遅延	H30								1	1					2
内容の不備	H30			2	3			1		2					8
付属書類不備	H30														
請求書要件不備	H30														
法令違反	H30														
支出内容の照会	H30				5										5
財務監査資料請求	H30				5										5
合計	H30	1		2	13			1	1	3					21

平成31年4月～令和元年12月執行分

(単位：件)

適用分類	年度	総務部	総合政策部	市民部	健康福祉部	経済部	建設水道部	水道事業	教育部	大学	病院	会計室	議会	選管委	国保診療所	計
支出科目不適	H30															
	R元	1		1												2
年度区分不適	H30															
	R元															
誤・過払い	H30										1					1
	R元															
支払遅延	H30					2										2
	R元										1					1
内容の不備	H30											1				1
	R元	1									1	3				5
付属書類不備	H30															
	R元															
請求書要件不備	H30															
	R元										1					1
法令違反	H30									1	1					2
	R元									1						1
支出内容の照会	H30					1			1		1					3
	R元	1			2	6	3		1							13
財務監査資料請求	H30					1			1							2
	R元				1						1					2
合計	H30					4			2	1	3	1				11
	R元	3		1	3	6	3		1	1	4	3				25

各部の指摘事項等件数一覧(平成31年1月～令和元年12月執行分)

(単位：件)

部署	年度	H31	H31	H31	期間計	H31	R元	R元	期間計	R元	R元	R元	期間計	R元	R元	R元	期間計	年度計
		1月分	2月分	3月分		4月分	5月分	6月分		7月分	8月分	9月分		10月分	11月分	12月分		
総務部	30年度			1	1													1
	元年度					1			1			1	1					2
総合政策部	30年度																	
	元年度																	
市民部	30年度																	
	元年度					1			1									1
健康福祉部	30年度		1	1	2													2
	元年度									1		1	2					2
経済部	30年度		4	4	8	3	1		4									12
	元年度						1	5	6									6
建設水道部	30年度																	
	元年度					2		1	3									3
水道事業	30年度																	
	元年度																	
教育部	30年度			2	2	1			1									3
	元年度							1	1									1
議会	30年度																	
	元年度							1	1									1
病院	30年度	2	2		4													4
	元年度					1			1	1			1					2
大学	30年度		1		1													1
	元年度																	
会計室	30年度																	
	元年度																	
選管委	30年度																	
	元年度																	
国保診療所	30年度																	
	元年度																	
小計	30年度	2	8	8	18	4	1		5									23
	元年度					5	1	8	14	2		2	4					18

軽微な誤り等を「注意」とし、対応を求めた件数の傾向(平成31年1月～令和元年12月)

(単位：件)

部署	年度	H31 1月分	H31 2月分	H31 3月分	期間計	H31 4月分	R元 5月分	R元 6月分	期間計	R元 7月分	R元 8月分	R元 9月分	期間計	R元 10月分	R元 11月分	R元 12月分	期間計	年度計	
総務部	30年度	1			1	2			2										3
	元年度							1	1	1		1	2			1	1		4
総合 政策部	30年度																		
	元年度																		
市民部	30年度		1	2	3	2			2										5
	元年度					1			1	2	1		3		1		1		5
健康 福祉部	30年度	2	4	2	8	1	1		2										10
	元年度							5	5	2		1	3	1			1		9
経済部	30年度		1	2	3														3
	元年度						1	2	3	3			3			3	3		9
建設 水道部	30年度																		
	元年度									1			1						1
水道 事業	30年度		1		1														1
	元年度					1	1		2			1	1	2			2		5
教育部	30年度	1		1	2	2	2		4										6
	元年度									1	2		3	1		1	2		5
議会	30年度																		
	元年度																		
病院	30年度	14	7	15	36														36
	元年度					10	4	2	16		4	7	11	2	8	3	13		40
大学	30年度	1		1	2														2
	元年度							1	1	1			1	1		1	2		4
会計室	30年度																		
	元年度																		
選管委	30年度																		
	元年度																		
国保 診療所	30年度																		
	元年度																		
小計	30年度	19	14	23	56	7	3		10										66
	元年度					12	6	11	29	11	7	10	28	7	9	9	25		82

※監査のため、資料を要求したもの及び照会確認したものは除き、公文書内容の記載事項不足、添付資料不足、軽微な是正が必要な事務、決裁日記載もれ、決裁もれ等の軽微な事務の誤り等

※請求書の請求日の未記載のものは除く。